

令和4年 第2回定例会

# 道志村議会会議録

令和4年3月8日 開会

令和4年3月18日 閉会

道志村議会

## 令和4年第2回道志村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (3月8日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため議場に出席した者の職氏名	5
○開会の宣告	6
○村長挨拶	6
○開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定	10

### 第 2 号 (3月9日)

○議事日程	11
○出席議員	12
○欠席議員	12
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	12
○職務のため議場に出席した者の職氏名	12
○開議の宣告	13
○議事日程の報告	13
○富士・東部広域環境事務組合議会議員の選挙	13
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第13号から第17号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	18

○議案第19号から第25号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	21
○散会の宣告	25

### 第 3 号 (3月18日)

○議事日程	26
○出席議員	27
○欠席議員	27
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	27
○職務のため議場に出席した者の職氏名	27
○開議の宣告	28
○議事日程の報告	28
○報告	28
○日程の追加	28
○議案第2号から第11号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○議案第27号から第33号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	38
○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
○閉会中の継続調査について	44
○副村長挨拶	45
○閉議の宣告	46
○閉会の宣告	46
○署名議員	47

道志村告示第2号

令和4年第2回道志村議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月24日

道志村長 長 田 富 也

記

- 1 日 時 令和4年3月8日(火)
- 2 場 所 やまゆりセンターふれあいホール

◎応招・不応招議員

---

応招議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

---

不応招議員（なし）

---

## 令和4年第2回道志村議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和4年3月8日（火曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 富士・東部広域環境事務組合議会議員の選挙について
- 第4 議案第 2号 道志村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第 3号 道志村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第 4号 道志村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第 5号 道志村職員給与条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第 6号 道志村各種委員等報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第 7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例
- 第10 議案第 8号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 9号 道志村若者定住応援条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第10号 道志村若者定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第11号 道志村小規模企業振興基本条例
- 第14 議案第12号 村道路線の認定について
- 第15 議案第13号 道志川溪流フィッシングセンターの指定管理者の指定について
- 第16 議案第14号 道志村交流促進施設の指定管理者の指定について
- 第17 議案第15号 道志村特産品加工施設の指定管理者の指定について
- 第18 議案第16号 室久保魚苗センターの指定管理者の指定について
- 第19 議案第17号 みなもと体験館の指定管理者の指定について
- 第20 議案第18号 令和3年度道志村一般会計補正予算（第7回）
- 第21 議案第19号 令和3年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
- 第22 議案第20号 令和3年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4回）

- 第23 議案第21号 令和3年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第3回）  
第24 議案第22号 令和3年度道志村介護保険特別会計補正予算（第3回）  
第25 議案第23号 令和3年度道志村介護保険サービス特別会計補正予算（第2回）  
第26 議案第24号 令和3年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）  
第27 議案第25号 令和3年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）  
第28 議案第26号 令和4年度道志村一般会計予算  
第29 議案第27号 令和4年度道志村国民健康保険特別会計予算  
第30 議案第28号 令和4年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算  
第31 議案第29号 令和4年度道志村簡易水道事業特別会計予算  
第32 議案第30号 令和4年度道志村介護保険特別会計予算  
第33 議案第31号 令和4年度道志村介護保険サービス特別会計予算  
第34 議案第32号 令和4年度道志村浄化槽事業特別会計予算  
第35 議案第33号 令和4年度道志村後期高齢者医療特別会計予算
- 

出席議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	副村長	山口晃司君
総務課長	菅谷克士君	住民健康課長	山口登美君
産業振興課長	山口俊一君	ふるさと振興課長	山口俊一君
教育課長	佐藤万寿人君		

---

---

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局書記 佐藤勇樹君

---

### ◎開会の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。

よって、令和4年第2回道志村議会定例会は成立しましたので、これより開会いたします。

（午前10時00分）

---

### ◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） ここで、長田村長より招集の挨拶をお願いします。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 令和4年第2回道志村議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和4年第2回道志村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご多忙にもかかわらず、全議員のご参集をいただき厚くお礼申し上げます。

まず、今月2日、本村と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定の締結式を行いました。この協定は、村民の皆様が安心して暮らせる社会を実現するため、村内全域をカバーする郵便局の配達ネットワークを活かし、高齢者や子どもの見守り活動をはじめ、道路・橋梁、水路の破損や異常、不法投棄などの情報提供と、幅広く連携する内容となっており、子育て世代の支援や高齢者が生きがいを持って暮らす「健康長寿社会」を推進する本村にとっても、大変心強いものでもあります。この協定締結を機に、郵便局との連携をさらに深め、今まで以上の住民サービスの向上と、住民の皆様が安全で安心して暮らせる地域となれるよう取り組んでまいりたいと思いますので、議員の皆様においても、ご理解とご協力をお願いします。

さて、新型コロナウイルス感染状況については、全国的に第6波のピークは越えたといわれていますが、山梨県におけるオミクロン株の感染拡大は、依然として高い水準となっており、村内でも感染者が確認されるなど、予断を許さない状況でもあります。そのため、引き続き高い警戒感を持って感染防止対策を講じる必要がある状況でもあります。村では、知事からの要請を受け、連日、告知端末を利用し、山梨県からの協力要請を住民の皆様にも周知し、感染拡大防止に取り組むようお願いしているところでもあり、感染予防効果や重症化予防の効果が高めることができる3回目のワクチン接種についても、対象者の75%に予約をいた

だいており、3月中には希望者全員の接種を完了するよう、十分な感染拡大予防措置を取りながら、すすめているところでもあります。

さて、私の就任時からの公約テーマである「安心・安全で豊かな道志村づくり」は、交通インフラの整備こそが「未来の道志村への第一歩」だと強く訴え、県に対して要望してまいりました。現在、山梨県が工事を進めている国道413号の道志バイパスにおいては、来年度より本格的なトンネル工事が始まります。また、トンネル工事を含む県道都留道志線においても、住民の皆様に向けた説明会を県が計画するなど、着実に進捗しております。今後は、速やかに計画が進行するよう、村民の皆様のご協力をいただきながら推進してまいりますので、ご協力をお願いいたします。

さて、本定例会に付議します案件は、令和4年度一般会計当初予算ほか7つの特別会計当初予算を合わせた総額が、36億4,782万1千円となり、前年度と比較して6,021万5千円の増額となっています。その他、令和3年度補正予算8件、条例の1部改正8件、条例の廃止1件、制定1件、村道路線の認定1件、公の施設の指定管理者の指定5件の計32件であります。議案の詳細につきましては、議案審議で説明させていただきますので、ご審議の程、よろしく願いいたしまして、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） これより本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第1号のとおりであります。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（出羽和平君） この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和3年11月、12月、令和4年1月分の例月出納検査結果の報告が、お手元に配布のとおりありました。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、議長から、今定例会に村長及び教育長に対し説明員の出席要求を行いましたので報告いたします。

なお、教育長につきましては、本日は欠席の通知がありましたのでご了承願います。

次に、令和3年第7回定例会及び令和4年第1回臨時会において議決した各委員会の閉会中の継続調査、継続審査の報告を求めます。

議会運営委員長、佐藤喜章君。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

〔議会運営委員長 佐藤喜章君 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤喜章君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について、報告させていただきます。

令和3年第7回定例会において、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、令和3年12月10日の本会議において議決された件についての報告であります。

令和4年3月1日午後1時30分より、やまゆりセンターにおいて委員会を招集し、委員3名と議長、職務のために議会事務局の出席がありました。

決定された事項は、次の3項目です。

- 1 会期は本日より3月18日までの11日間とし、配布してある日程表のとおりとすること。
- 2 一般質問の通告者はありません。
- 3 議会運営委員会の閉会中の継続調査を申し出ること。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

○議長（出羽和平君） 総務文教常任委員長、佐藤徹君。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

〔総務文教常任委員長 佐藤徹君 登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤徹君） 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について、報告させていただきます。

令和3年第7回定例会において、総務文教常任委員会の調査について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月10日の本会議において決議された件についての報告であります。

令和4年3月1日午後3時より、やまゆりセンター2階において、ふるさと振興課長による勉強会を実施しました。議員全員と、職務のために議会事務局長、議会事務局の出席があ

り、「第2期道志村まち・ひとしごと創生総合戦略」について説明を受け意見交換をしました。

また、今後も継続調査を要することと決定しましたので、所管事務の調査について、会議規則の規定により、閉会中の継続調査を議長に申し出いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査についての報告とさせていただきます。

○議長（出羽和平君） 広報常任委員長、杉本孝正君。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

〔広報常任委員長 杉本孝正君 登壇〕

○広報常任委員長（杉本孝正君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について、報告させていただきます。

令和3年第7回定例会において、所管事務の調査を要する旨を議長に対し申し出、12月10日の本会議において議決された件についての報告であります。

令和4年3月1日午後1時30分より、やまゆりセンターにおいて委員会を招集し、委員3名と議長、職務のために議会事務局の出席がありました。

12月13日午前9時より、議会事務局室において広報常任委員会を開催いたしました。議長及び議会事務局長、委員全員の出席があり、その後17日までの5日間において、どうし議会だより第53号についてレイアウトや掲載する記事の内容について協議・編集を行い、完成することができました。

令和4年3月1日午前10時より、やまゆりセンター2階控室において、議長、事務局、委員全員にて、どうし議会だより第54号のレイアウトや掲載する内容、日程について協議しました。

以上、広報常任委員会の広報常任委員会の閉会中の継続調査の活動内容でしたので報告とさせていただきます。

また、委員会後、閉会中の継続調査の申し出につきましては、所管事務の調査について、今後も継続調査を要することと決定しましたので、会議規則の規定により、議長に申し出いたしました。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査の報告といたします。

○議長（出羽和平君） 資格審査特別委員長、杉本孝正君。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

〔資格審査特別委員長 杉本孝正君 登壇〕

○資格審査特別委員長（杉本孝正君） 資格審査特別委員会の閉会中の継続調査について、報告させていただきます。

令和4年第1回臨時会において、資格審査に関する事項について、継続審査を要する旨を議長に対し申し出、1月14日の本会議において議決された件についての報告であります。

1月31日、午後1時30分、2月9日午後3時より、やまゆりセンター、2月24日午前10時より中央公民館において委員会を招集し、委員8名と、職務のために議会事務局の出席がありました。

審査事項は、次の2項目です。

- 1 議員の資格決定の件について。
- 2 資格審査特別委員会の閉会中の継続調査を申し出ること。

以上で、資格審査特別委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

○議長（出羽和平君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（出羽和平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、第8番議員、佐藤進君及び第10番議員、大田博文君を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（出羽和平君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日から18日までの11日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの11日間と決定いたしました。

○議長（出羽和平君） 日程第1、日程第2を終了します。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

（午前10時20分）

## 令和4年第2回道志村議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和4年3月9日（水曜日）午後1時45分開議

- 第 1 富士・東部広域環境事務組合議会議員の選挙について
- 第 2 議案第12号 村道路線の認定について
- 第 3 議案第13号 道志川溪流フィッシングセンターの指定管理者の指定について
- 第 4 議案第14号 道志村交流促進施設の指定管理者の指定について
- 第 5 議案第15号 道志村特産品加工施設の指定管理者の指定について
- 第 6 議案第16号 室久保魚苗センターの指定管理者の指定について
- 第 7 議案第17号 みなもと体験館の指定管理者の指定について
- 第 8 議案第18号 令和3年度道志村一般会計補正予算（第7回）
- 第 9 議案第19号 令和3年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
- 第10 議案第20号 令和3年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4回）
- 第11 議案第21号 令和3年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第3回）
- 第12 議案第22号 令和3年度道志村介護保険特別会計補正予算（第3回）
- 第13 議案第23号 令和3年度道志村介護保険サービス特別会計補正予算（第2回）
- 第14 議案第24号 令和3年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）
- 第15 議案第25号 令和3年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

---

出席議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	副村長	山口晃司君
教育長	佐藤文泰君	総務課長	菅谷克士君
住民健康課長	山口登美君	産業振興課長	山口俊一君
ふるさと振興課長	山口かおり君	教育課長	佐藤万寿人君

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局書記 佐藤勇樹君

---

◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。  
よって、これより会議を開きます。

（午後1時45分）

---

◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第2号のとおりであります。

---

◎富士・東部広域環境事務組合議会議員の選挙

○議長（出羽和平君） 日程第1、「富士・東部広域環境事務組合」議会議員の選挙について  
議題といたします。

令和4年2月1日付け「富士・東部広域環境事務組合」の設立に伴い、「富士・東部広域  
環境事務組合」規約第5条及び第6条の規定に基づき道志村議会より1名の組合議会議員選  
出のため選挙を行うものです。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたい  
と思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

富士・東部広域環境事務組合議会議員に、山口章君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました山口章君を富士・東部広域環境事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました山口章君が富士・東部広域環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、富士・東部広域環境事務組合議会議員に当選されました山口章君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上で、「富士・東部広域環境事務組合」議会議員の選挙を終わります。

---

#### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第2、議案第12号村道路線の認定について議題とします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長（山口俊一君）

○産業振興課長（山口俊一君） 議案第12号 議案第12号村道路線の認定についてご説明いたします。

善之木地区の掛水沢において山梨県の砂防事業により整備された箇所の路側を村道として認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求める必要があるため提案するものでございます。

路線名は村道掛水線、起点は道志村字善之木10616番地先から終点は10619番地先までとなっております。

以上が、村道路線の認定についての内容であります。

ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

---

### ◎議案第13号から議案第17号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第3、議案第13号道志川溪流フィッシングセンターの指定管理者の指定についてから、日程第7、議案第17号みなもと体験館の指定管理者の指定について、までの5案件は、関連議案ですので一括議題とします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長（山口俊一君）

○産業振興課長（山口俊一君） 議案第13号から、議案第17号につきましては、令和4年4月1日から指定期間が新たに始まる公の施設の指定管理者を地方自治法第244条の2第3項及び各公の施設の設置及び管理に関する条例の指定管理に関する規定に基づき指定管理者を指定するものでございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため議案を提出いたします。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第13号道志川溪流フィッシングセンターの指定管理者の指定について。

施設の名称、道志川溪流フィッシングセンター。

指定管理者となる団体の名称、道志村9237番地、道志村漁業協同組合、代表理事、平賀一彦。

指定管理期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで。

続きまして、議案第17号道志村交流促進施設の指定管理者の指定について。

施設の名称、道志村交流促進施設。

指定管理者となる団体の名称、道志村9745番地、株式会社どうし、代表取締役、長田富也。

指定管理期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで。

続きまして、議案第15号道志村特産品加工施設の指定管理者の指定について。

施設の名称、道志村特産品加工施設。

指定管理者となる団体の名称、道志村8020番地、道志村高齢者いきがい発揮生産組合、組合長、佐藤昭。

指定管理期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで。

続きまして、議案第16号室久保魚苗センターの指定管理者の指定について。

施設の名称 室久保魚苗センター。

指定管理者となる団体の名称、神奈川県大和市下鶴間2361番地、有限会社さがみ水産、代表取締役、長谷川賢太郎。

指定管理期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで。

続きまして、議案第17号みなもと体験館の指定管理者の指定について。

施設の名称、みなもと体験館。

指定管理者となる団体の名称、道志村6894番地4、道志村子ども農山漁村地域協議会、会長、池谷昌久。

指定管理期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで。

以上5つの施設について、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上の5案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、5案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） これから、討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 8番議員 佐藤 進君

○8番議員（佐藤 進君） 議案第14号 道志村交流促進施設の指定管理の指定について反対討論を行います。

道志村交流促進施設、道の駅どうしは、ここ数年村からの赤字補填を一般財源で行っています。前年度に施設の改修を行い売り上げが上がるとの説明もありました。しかしながら、今年度も本定例会において1200万円の使用料の減額補正予算案が提出され、経営の改善は見られません。村の自主財源が少ない中での補填は財政の逼迫を今以上に厳しくするものであります。平成27年6月定例会一般質問で村長が「あまりにも経営状態が改善されなかったり、村に過度な負担を求めたりする場合には、別の管理者を公募するなどの対応も必要になってくると考えています。」と答弁がありました。

こうしたことを考慮し、指定期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日までを令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間に修正し、令和4年度中に株式会社どうしにかわる、指定管理者の事業者選定を行っていただきたい。

以上反対討論とします。

○議長（出羽和平君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） これで討論を終わります。

これより議案第13号から、議案第17号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第13号から、議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（出羽和平君） 賛成多数。

よって、議案第13号道志川溪流フィッシングセンターの指定管理者の指定について、議案第14号道志村交流促進施設の指定管理者の指定について、議案第15号道志村特産品加工施設の指定管理者の指定について、議案第16号道志村室久保魚苗センターの指定管理者の指定について、議案第17号道志村みなもと体験館の指定管理者の指定について、以上5案件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第8、議案第18号令和3年度道志村一般会計補正予算（第7回）について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長（菅谷克士君）。

○総務課長（菅谷克士君） 議案第18号令和3年度道志村一般会計補正予算（第7回）について説明いたします。

議案第18号 令和3年度道志村一般会計補正予算（第7回）について説明いたします。令和3年度道志村一般会計補正予算（第7回）につきましては、第1条歳入歳出予算で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,172万円を追加し、総額25億4,465万8千円とするものです。

この補正予算は、年度末での事業費の確定や、コロナウイルス感染拡大により、執行することができなかった事業費等の精査により、不用額等を減額するものでございます。主な内容についてご説明をいたします。

歳入につきましては、1款村税は村民税で法人、法人割の333万6千円等の増額で345万9千円の増額を見込み、3款利子割交付金、6款利子割交付金、7款地方消費税交付金が交付額の確定により合わせて297万4千円の増額、11款地方交付税は普通交付税の法律の一部改正に伴い4,527万1千円の増額、12款分担金及び負担金は広域入所負担金の減額等で156万6千円の減額、13款、使用料及び手数料は、コロナウイルス感染拡大により売上が減少したことに伴う道の駅どうしの使用料1,200万円の減額等で1,507万7千円の減額、14款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金等により466万6千円の増額、15款県支出金は農林水産業施設災害復旧費補助金の減額のほか、各種県補助金、負担金の確定などにより4,091万2千円の減額、17款寄付金ではふるさと納税の確定見込みなどで1,041万3千円の減額、18款繰入金ではふるさと納税充当事業の確定などにより、697万4千円の減額、20款諸収入では宝くじ交付金の増額など199万2千円の増額、21款村債は一般公共事業等債、農地・農林漁業事業債などの増により3,830万円の増額です。

次に、歳出につきましては、人件費の確定見込みや各種事業の不用額のほか、1款議会費において事務局人件費などの減額で589万9千円の減額、2款総務費において、庁舎建設のスケジュール変更に伴う補助金の減、オリンピック・パラリンピック推進費の事業終了による減、LED街路灯整備工事の入札差金に伴う減、ふるさと納税の見込額変更による返礼品等に係る事業費の減、半導体不足によって発注困難となったLGWANファイアウォール更改の事業中止などの減で、3,146万3千円の減額、3款民生費において、社会福祉協議会運営補助金の減、介護保険特別会計への繰出金の減、保育所人件費の減などにより1,369万1千円の減額、4款衛生費において、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の減のほか、各種事業の不用額を精査し410万8千円の減額、6款農林水産業費において、県営事業負担金で農村災害対策整備事業の増額に伴い負担金が増額となる一方、地籍調査費で認証委託費の減、林業振興費で森林環境譲与税事業委託費の減により269万7千円の減額、7款商工費において、宿泊事業者支援給付金事業補助金、観光施設等事業基金積立金の減のほか、コロナウイルス感染拡大防止に伴い休業を余儀なくされ収入減となった道志の湯への運営補助金の増により10万6千円の減額、8款土木費において、簡易水道事業特別会計及び浄化槽事業特別会計繰出金の減、道路維持費、道路新設改良費で事業の見直しによる減で996万1千円の減額、9款消防費において、決算見込みから常備消防事務委託費、消防団活動事業費、災害対策事業費が減となり1,529万6千円の減額、10款教育費において、村単教諭退職に伴う人件費の減及び各種事業の不用額精査で283万8千円の減額、11款災害復旧費においては林道野原線災害復旧工事が補助事業から単独事業へと予算を組み替えております。13款諸支出金において、基金費での積立で人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援寄付金費、暮らし向上基金費で減額となる一方、公共施設整備等事業基金、道志村森林環境譲与税基金費へは増額となり1億776万8千円の増額となるのが主な内容であります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

次に、第2条地方債は過疎対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債で減額、公共事業債、災害復旧事業債、補正予算債で増額となり3,830万円の増額となっています。

次に第3条繰越明許費補正につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年に繰り越して使用する事ができる経費は、2款総務費1,820万5千円、3款民生費50万円、6款農林水産費1,884万8千円、8款土木費1億4,644万7千円、11款災害復旧費4,020万5千円です。詳細については「第3表繰越明許費補正」のとおり

です。

以上が、令和3年度道志村一般会計補正予算（第7回）の内容です。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） これから、討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 1番議員 佐藤光栄君

○1番議員（佐藤光栄君） 議案第18号 道志村一般会計補正予算（第7回）について反対討論を行います。

道志村一般会計補正予算（第7回）の歳入13款1項3目1節の道の駅どうし使用料1,200万円の減額、歳出7款1項2目18節の1,000万円については、いずれも、指定管理者の株式会社どうしの運営方法に起因したと思われる。

客入りが減少する中でも、他市町村の同様施設においては、様々な取り組みを行い集客を図っております。道の駅どうしについては、集客を図ったり、運営の改善も見られません。昨年度同様、赤字なので使用料の減免と補填をお願いしますと言われれば、予算化してその場しのぎをしているとしか思えません。

歳入13款1項3目1節の道の駅どうし使用料1,200万円の減額、歳出7款1項2目18節の1,000万円については、予算案から削除し、修正をお願いします。

以上、反対討論とします。

○議長（出羽和平君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長（出羽和平君） 賛成多数。

よって、議案第18号令和3年度道志村一般会計補正予算（第7回）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第19号から第25号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第9、議案第19号令和3年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第3回）から日程第15、議案第25号令和3年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）までの7案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、（山口登美君）。

○住民健康課長（山口登美君） 議案第19号令和3年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ914万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億83,36万5千円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款国民健康保険料4万8千円の減額、6款県支出金1,541万円の減額、8款繰入金8万4千円の減額、9款繰越金694万3千円の増額、10款諸収入54万1千円を減額するものです。

歳出につきましては、1款総務費8万4千円の減額、2款保険給付費668万円の減額、5款保健事業費44万1千円の減額、7款諸支出金193万5千円を減額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

続きまして、議案第20号令和3年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ459万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,350万3千円とするものであります。主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款診療収入266万4千円の減額、3款繰入金193万5千円を減額するものです。

歳出につきましては、1款総務費459万9千円を減額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、（山口俊一君）。

○産業振興課長（山口俊一君） 議案第21号令和3年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第3回）について、ご説明いたします。

補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ325万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億31万4千円とするものであります。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、2款使用料及び手数料56万円の減額、3款国庫支出金55万2千円の減額、4款県支出金81万9千円の増額、5款繰入金174万4千円の減額、7款諸収入2万1千円の減額、8款村債120万円を減額するものです。

歳出につきましては、1款簡易水道事業費325万8千円を減額するものです。

第2条地方債は、簡易水道事業債60万円の減額、過疎対策事業債60万円の減額、合わせて120万円の減額となっております。

詳細については、第2表地方債補正のとおりです。

第3条繰越明許費補正につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年に繰り越して使用することができる経費は、1款簡易水道事業費402万6千円です。

詳細については、第3表繰越明許費のとおりです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、（山口登美君）。

○住民健康課長（山口登美君） 議案第22号令和3年度道志村介護保険特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ897万8千円を

減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,379万8千円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款保険料152千円の増額、3款国庫支出金405万3千円の減額、4款支払基金交付金275万4千円の減額、5款県支出金110万8千円の減額、6款繰入金121万6千円を減額するものです。

歳出につきましては、1款総務費16万7千円の減額、2款保険給付費963万円の減額、4款地域支援事業費118万円の減額、6款諸支出金199万9千円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第23号令和3年度道志村介護保険サービス事業特別会計補正予算(第2回)についてご説明いたします。

補正につきましては、歳入の介護サービス事業収入を減額し、同額を繰入金に増額するもので、歳入歳出予算の総額は変わりなく87万2千円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款介護サービス事業収入23万2千円を減額、2款繰入金23万2千円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、（山口俊一君）。

○産業振興課長（山口俊一君） 議案第24号令和3年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算(第3回)について、ご説明いたします。

補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ208万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,670万7千円とするものであります。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、2款使用料及び手数料5万円の増額、5款繰入金213万円を減額するものです。

歳出につきましては、1款浄化槽事業費208万円を減額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、（山口登美君）。

○住民健康課長（山口登美君） 議案第25号令和3年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ483万5千円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料48万8千円の増額、2款広域連合支出金7万3千円の減額、5款分担金及び負担金4万1千円の減額、6款繰入130万8千円の増額、7款雑収入5万3千円を減額するものです。

歳出につきましては、1款総務費10万1千円の減額、2款後期高齢者医療負担金200万円の増額、3款保健事業費26万8千円を減額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上の7案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、7案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第19号から議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第19号から議案第25号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号令和3年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第3回）、議案第20号令和3年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4回）、議案第21号令和3年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第3回）、議案第22号令和3年度道志村介護保険特別会計補正予算（第3回）、議案第23号令和3年度道志村介護保険サービス特別会計補正予算（第2回）、議案第24号令和3年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）、議案第25号令和3年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）以上7案件は、原案のとおり決定しました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（出羽和平君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散開します。

ご苦勞様でした。

(午後2時35分)

## 令和４年第２回道志村議会定例会

### 議事日程（第３号）

令和４年３月１８日（金曜日）午後２時１０分開議

- 第 1 議案第 2 号 道志村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第 3 号 道志村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 4 号 道志村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 5 号 道志村職員給与条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 6 号 道志村各種委員等報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 7 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例
- 第 7 議案第 8 号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 9 号 道志村若者定住応援条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 10 号 道志村若者定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 11 号 道志村小規模企業振興基本条例
- 第 11 議案第 26 号 令和４年度道志村一般会計予算
- 第 12 議案第 27 号 令和４年度道志村国民健康保険特別会計予算
- 第 13 議案第 28 号 令和４年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算
- 第 14 議案第 29 号 令和４年度道志村簡易水道事業特別会計予算
- 第 15 議案第 30 号 令和４年度道志村介護保険特別会計予算
- 第 16 議案第 31 号 令和４年度道志村介護保険サービス特別会計予算
- 第 17 議案第 32 号 令和４年度道志村浄化槽事業特別会計予算
- 第 18 議案第 33 号 令和４年度道志村後期高齢者医療特別会計予算
- 追加日程第 1 同意第 1 号 道志村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 19 閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

副村長	山口晃司君		
教育長	佐藤文泰君	総務課長	菅谷克士君
住民健康課長	山口登美君	産業振興課長	山口俊一君
ふるさと振興課長	山口かおり君	教育課長	佐藤万寿人君

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局書記 佐藤勇樹君

---

### ◎開議の宣告

- 議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。  
よって、これより会議を開きます。

(午後2時10分)

---

### ◎議事日程の報告

- 議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第3号のとおりです。

---

### ◎報告

- 議長（出羽和平君） この際議案の審議に先立ちまして報告がございます。  
本日、村長につきましては、欠席の通知がありましたのでご了承願います。

---

### ◎日程の追加

- 議長（出羽和平君） 次に、本日、村長から道志村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、追加案件が提出されました。  
この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。  
よって、同意第1号道志村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを、日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

---

### ◎議案第2号から議案第11号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（出羽和平君） 日程第1、議案第2号道志村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例から、日程第10議案第11号道志村小規模企業振興基本条例までの10案件を一括議題といたします。  
村当局より説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

- 議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君

○総務課長（菅谷克士君） 議案第2号道志村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

消防団は、住民の生命、身体及び財産を守るため、日々の消防活動に取り組んでいるほか、日常における防火・防災活動、住民の防災意識や知識向上のための防災教育等、多岐にわたり活動しています。

近年、全国的にも消防団員の担い手が減少している中、台風や集中豪雨による災害時には昼夜を問わず住民のために尽力しています。

本改正は、消防団員の処遇の改善を図るため消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条の消防団員の処遇改善に関する内容を鑑みて、消防団役員報酬を引き上げるとともに、消防庁通知に基づき、出勤手当を出動報酬に改めるものであります。

また、人口減少に伴い団員数も減少が続き、今後も改善する見込みがないことから、第2条で定める定数を、200人から180人に改めるものです。

なお、附則で施行期日を令和4年4月1日から施行すると定めております。

議案第3号道志村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

令和3年8月10日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置として不妊治療のための休暇を新設することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、別表第1で定める特別休暇の基準において、特別休暇の種類に不妊治療休暇を追加し、期間を5日以内と定めるものです。

なお、附則で施行期日を令和4年1月1日から施行すると定めております。

議案第4号道志村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

令和4年2月17日付け人事院規則の一部を改正する人事院規則の公布に伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等について改正があったため、条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、第21条に妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等について定め、第22条に勤務環境の整備に関する措置を定めたものです。

なお、附則で施行期日を令和4年4月1日から施行すると定めております。

議案第5号道志村職員給与条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

道志村職員給与条例において、規定されている行政職給料表級別基準職務表について、条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、5級の基準となる職務から局長、所長、会計管理者を除き、6級の基準となる職務から局長、会計管理者を除くものです。

なお、附則で公布の日から施行すると定めております。

議案第6号道志村各種委員等報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

地方自治法第203条の2に定める特別職である非常勤の職員の報酬・費用弁償について必要な事項を定めるものであります。

改正内容は、別表第1で定める職名で法務専門職員を追加し、報酬額を月額2万円と定めるものです。

なお、附則で公布の日から施行すると定めております。

議案第7号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例についてご説明いたします。

地方自治法第203条の2に定める特別職である非常勤の職員の報酬・費用弁償については、道志村各種委員等報酬並びに費用弁償条例に基づいて支給されており、条例が重複となるため、本条例を廃止するものであります。

なお、附則で公布の日から施行すると定めております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口登美君。

○住民健康課長（山口登美君） 議案第8号道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例改正は、健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、未就学児の被保険者均等割額の保険料軽減に係る端数処理について条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、未就学児に係る国民健康保険料均等割について、5割を公費により軽減するもので、その軽減に係る端数処理に1円未満の端数が生じた場合、これを繰り上げた額を減額することを明記するものです。

附則において、この条例は令和4年4月1日から施行すると定めております。

なお、条例の施行に関し必要な経過措置を定めております。

以上が、道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容になります。

ご審議をよろしくお願いたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 議案第9号道志村若者定住応援条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

第2期 道志村まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられている道志村若者定住事業に関する道志村若者定住応援条例が令和4年3月31日に失効となるため、施行期日を計画終了の令和7年3月31日まで延長するものであります。

また、第5条第1項へ第3条で定めている事業の内容について、それぞれ、補助率、限度額を明記するものであります。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失うと定めております。

以上が、道志村若者定住応援条例の一部を改正する条例の内容になります。

議案第10号道志村若者定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例については、現在、建設を進めている大渡定住促進住宅の設置に伴い、所要の改正を行うものであります。

条例改正の内容は、第3条中、道志村若者定住促進住宅の次に、大渡定住促進住宅A、大渡定住促進住宅Bの名称及び位置を加え、第4条第1項中、道志村若者定住促進住宅を若者定住促進住宅に改め、第14条第2項中、世帯についてはを場合はに改め、第33条第1項中、若者定住住宅を定住住宅に改めるものです。

なお、附則において、施行日を公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日と定め、住宅が完成する前に募集等を行うことができるよう、準備行為についても定めています。

以上が、道志村若者定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の内容になります。

議案第11号道志村小規模企業振興基本条例についてご説明いたします。

近年、少子高齢化とそれに伴う人口減少、経済のグローバル化等の社会構造の変化に直面しており、小規模企業を取り巻く環境は一層厳しさを増している状況であります。このような中、次代に引き継ぐべき経済の持続的な発展、村民生活の向上のためには、地域社会を構成する村民や行政等の様々な主体が共通認識を持ち、協働して小規模企業の振興に向けた取り組みを展開していくことが重要となります。これらの施策を総合的に推進するために、この条例を制定するものであります。

条例の内容につきましては、目的を第1条に定め、定義を第2条に定め、基本理念を第3条に定め、基本的施策を第4条に定め、村の責務を第5条に定め、小規模企業者の役割を第6条に定め、商工会の役割を第7条に定め、村民の理解と協力を第8条に定め、施策の実施状況の検証を第9条に定め、財政上の措置を第10条に定め、委任を第11条に定めています。

なお、附則で施行期日を公布の日から施行すると定めております。

以上が、道志村小規模企業振興基本条例の内容になります。

ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上10案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号から、議案第11号までの10案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号から、議案第11号までの10案件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号道志村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正

する条例、議案第3号道志村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号道志村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号道志村職員給与条例の一部を改正する条例、議案第6号道志村各種委員等報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例、議案第7号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例、議案第8号道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第9号道志村若者定住応援条例の一部を改正する条例、議案第10号道志村若者定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第11号道志村小規模企業振興基本条例、以上10案件は、原案のとおり決しました。

---

### ◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第11、議案第26号令和4年度道志村一般会計予算について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議案第26号令和4年度道志村一般会計予算についてご説明いたします。

本村の財政状況は、健全化判断比率等の財政指標において健全性を確保しているところがありますが、度重なる新型コロナウイルス感染症拡大の波による地域経済活動の停滞による影響で税収等の財政収支が依然として見通せないうえ、今後も感染症対策経費などの経常的な支出が想定されています。

このような厳しい財政状況であって、さらには新庁舎建設に伴う仮庁舎での環境であっても、村民サービスの質を低下させず、新たな日常の実現に向けた取り組み、さらには、道志村総合計画、第2次道志村まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた各種施策・事業等について社会変化を的確に捉え、迅速かつ積極的・戦略的に事業を実施していくことが必要になっています。

このようなことから、令和4年度予算の編成に当たっては、村民生活や社会経済状況、村の財政状況を全ての職員がしっかりと認識したうえで、どのような対策・施策が必要なのかを知恵を出し合って効果的となる取組を押し進めることとし、新型コロナウイルス感染症拡大の抑制、総合計画、総合戦略の着実な推進、政策的新規事業の企画、デジタルを活用した

住民サービスの提供、経常収支比率の改善、ふるさと納税基金の活用を6つの基本方針に予算編成を行いました。

令和4年度当初予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ27億4,958万5千円と定めており、昨年の当初予算に比べ6,358万5千円の増額、率にして2.4%の増となっております。

歳入は、前年に比べ、村税は村民税、固定資産税、入湯税の減等で減額、地方譲与税は、森林環境譲与税の増で増額、地方消費税交付金の増額、村の歳入の中核である地方交付税については、対前年当初比11.7%の増額を見込んでおります。使用料及び手数料は、農林業施設使用料の減等で減額、国県支出金については、総務費国庫補助金、土木費国庫補助金で増額、衛生費国庫補助金、総務費県補助金で減額、寄付金は人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援寄付金で増額、繰入金は、広域常備消防事務委託費負担金基金繰入金で増額となる一方、道志村公共施設整備等事業基金繰入金、道志村役場庁舎建設基金繰入金、道志村財政調整基金繰入金などで減額となっており、村債も総務債の増額などで増額となっております。地方債は役場庁舎建設に伴う公共施設等適正管理推進事業債の増額、臨時財政対策債の減額により対前年当初比4.5%増となっております。

歳出は、前年に比べ、総務費において、総務管理費の減額、戸籍住民基本台帳費の増額、民生費において、社会福祉費の増額、衛生費において、保健衛生費の減額、農林水産業費において、農業費の増額、商工費において、商工費の減額、土木費において、土木管理費、道路橋りょう費の増額、住宅費で減額、消防費において、消防費の増額、教育費において、教育総務費、社会教育費の増額、道志中学校費、保健体育費の減額、公債費において元利金償還金の減額、諸支出金において、基金費の増額となっております。

詳細については第1表歳入歳出予算のとおりです。

次に、第2条地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について、第2表地方債に定めるものであります。

次に、第3条一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を、5億円と定めるものであります。

次に、第4条歳出予算の流用は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額の流用を、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項での流用を定めるものであります。

なお、この予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

以上が令和4年度道志村一般会計予算の内容となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） これから、討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 4番議員、佐藤徹君

〔4番議員 佐藤 徹君 登壇〕

○4番（佐藤 徹君） 議案第26号令和4年度道志村一般会計予算について反対討論を行います。

はじめに、令和3年度道志村一般会計予算には計上されていた道の駅どうし使用料1,200万円が令和4年度一般会計予算に計上されていません。

令和3年度予算については、使用料を払えるだけの運営になってないとの事で、先日補正予算で1,200万円の減額予算が賛成多数で議決されました。

4月からの指定管理委託業者として3年間、株式会社どうしに「道の駅どうし」の運営を引き続き任せる事も賛成多数で議決されています。

初めから使用料を支払う義務がないと思っただけの運営だと、経営改善は見込めません。道の駅運営の改善を行い、村に使用料を支払えるように、企業努力をしていただくためにも、昨年同様に1,200万円の歳入見込みを行うべきだと思います。

次に、歳出2款1項4目に計上されている、公用車新規購入費の村長車購入については、現村長車は、車に不備はなく、走行距離も8年弱で6万キロメートルとの説明が総務課長からありました。平均すると1年に8千キロメートルの走行であればまだ十分使用できます。中型ハイエースは使用頻度も少なく維持経費が掛かるため、必要時はレンタカーを使用する

方が経費の軽減につながります。以上の事から、村長車568万9千円、中型ハイエース427万5千円の購入費及び関係経費の減額を行うべきだと思います。

次に、歳出2款1項5目に計上されている、サテライトオフィス改修整備費ですが、改修計画がはっきりしていない、施設のランニングコストについても考えていない、入所見込みもない中での、事業執行はリスクが大き過ぎます。約6,350万円の予算計上は村民の理解を得られないのではないのでしょうか。大きい事業をするには、施設の改修内容や計画について検討して村民の理解を得るのが必要だと思います。サテライトオフィス改修整備費及び関係経費の減額を行うべきだと思います。

次に、歳出3款1項1目に計上されている温泉施設無料入浴券負担金ですが、説明によると無料入浴券使用者は対象者の10%前後で、利用者もある程度同じ人しか利用してなく、村民からは不公平だとの話も聞きました。議会で何度も改善を求めたにもかかわらず、改善されず予算案に計上されました。

また、この財源は、企業版ふるさと納税の寄付金が充てられているが、この寄付金条例、第1条目的は、人と自然が輝く水源の郷づくりをめざす水源地道志村を愛し、応援しようとする個人又は団体から広く寄附金を募り、これを財源として事業を実施し、寄附金者の道志村に対する思いを実現することにより、多くの人々の参加による魅力あるふるさとづくりに資することを目的とする、と定められ、第2条事業の区分で寄附金を財源として実施する事業を5事業掲げていますが、教育と福祉に関する事業として充当していると思いますが、寄付者は、ふるさと納税寄付金が、65歳以上の道志村民の道志の湯温泉施設無料入浴負担金として使われている事に納得するのでしょうか。利用者も少なく不公平感があり、財源にも疑問があるので見直しを行い、予算修正を行うべきだと思います。

現在、ロシアのウクライナ侵攻、コロナウイルス感染症等の影響で、ガソリン、灯油等の価格高騰、食料品等の値上がり、製造業の生産減少、サービス業の客入りの減少などにより、社会情勢は大変不安定な状況で一般家庭の生計も厳しい状況となっています。この状況はいつまで続くのかも見えません。村においても、使えるものは使い、事業の見直しを行い、先の見えない状況での新規事業は費用対効果の実証及び先進事例等の課題についても検討を行い判断すべきだと思います。私は、個々の事業について村当局が、どのような議論と検討がされたのか、疑問を感じます。

私は以上の事から本議案に反対いたします。

最後に、議員の皆様をお願いします。採決の前に今一度、令和4年度道志村一般会計予算

について考えていただき、道志村議会議員として、また道志村議会として恥じない判断をしっかりとて戴きたいと思います。

以上で反対討論を終わります。

○議長（出羽和平君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 5番議員、佐藤喜章君

〔5番議員 佐藤喜章君 登壇〕

○5番（佐藤喜章君） 議案第26号令和4年度道志村一般会計予算について賛成の討論を行います

道志村温泉施設無料入浴券交付事業について、村在住の65歳以上の人に一律に交付しています。村民の福祉、高齢者医療費の抑制などに寄与しています。議員の皆さんも一度入浴してください。本当にいい湯だと実感します。そのうえで近所や知り合いの人を誘ってみてください。利用率は確実に上がり、一人でも多くの村民が健康で長生きしてもらうよう議会一丸となって取り組んでゆきましょう。村で必要としているデータの収集も進むと考えています。

道の駅どうしの施設使用料の減免について、台風19号により国道413号が神奈川県内で通行止めや、コロナ禍の影響により売り上げが下がり続けています。そのため施設使用料の減免を行いました。しかし売り上げが下がった原因は大きく2点であります。この原因が無くなることにより、回復することは目に見えています。コロナ終息を見据え、指定管理者である（株）どうしの皆さんや道の駅どうしの従業員の皆さんも真剣に取り組んでいます。村民、観光客のニーズに合った商品の開発や従業員のスキルアップにも取り組み長く愛される道の駅となってゆくことを要望します。

村長のいわれるように、道志の湯、道の駅どうしは村の宝物であり、みんなで力を合わせ守り育てゆくことが大事です。又財政難の中、収支バランスのとれた良い予算となっていますので、可決後はすみやかに予算を執行し経済活動などの早期回復を期待します。

これで議案第26号令和4年度道志村一般会計予算についての賛成討論とします。

○議長（出羽和平君） 他に討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（出羽和平君） 賛成多数。

よって、議案第26号令和4年度道志村一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第27号から第33号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第12、議案第27号令和4年度道志村国民健康保険特別会計予算から、日程第18、議案第33号道志村後期高齢者医療特別会計予算までの7案件は、特別会計予算関連議案ですので一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口登美君。

○住民健康課長（山口登美君） 議案第27号令和4年度道志村国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,242万8千円と定めております。第2条において、歳出予算の流用について定めるものであります。

国民健康保険制度は、国民皆保険の要であり、地域に欠かせない医療の提供と地域住民の健康の保持増進のため、安定的な運営が求められております。山梨県国保運営方針では、国保運営を安定させ、保険料増加をさせないように取り組むと同時に、将来的には保険料水準の県下統一を目指し、県が中心となる協議を行っております。令和4年度予算では、長期化するコロナの影響により税収の大幅減が見込まれるため、被保険者の負担軽減措置として財政調整基金の繰入れを見込んでおります。

令和4年度の予算につきまして、歳入予算からご説明いたします。

1款国民健康保険料4,791万8千円、2款使用料及び手数料2万円、6款県支出金1億9,601万円、8款繰入金2,767万5千円、内訳といたしまして、一般会計繰入金2,667万5千円、基金繰入金100万円、9款繰越金1千円、10款諸収入80万3千円、11款財産収入1千円とし、歳入予算の総額を2億7,242万8千円と定めております。

次に歳出予算について、ご説明いたします。

1 款総務費 1, 4 1 3 万円、2 款保険給付費 1 億 5, 8 2 5 万 6 千円、3 款国民健康保険事業費納付金 5, 8 3 5 万 5 千円、5 款保健事業費 5 7 7 万 8 千円、6 款基金積立金 1 千円 7 款諸支出金 3, 4 4 0 万 8 千円、8 款予備費 1 5 0 万円とし、歳出予算の総額を 2 億 7, 2 4 2 万 8 千円と定めるものです。

詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。

続きまして、議案第 2 8 号令和 4 年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算についてご説明いたします。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 3, 6 3 5 万 1 千円と定め、第 2 条において歳出予算の流用について定めるものであります。

診療所は、国民健康保険の保健事業の一環として設置されており、医療機関としての医療サービスの提供に加え、保健、福祉と連携することで、一体的な住民サービスを行うことができます。令和 4 年度から、医科診療所に常勤医師を確保し、安定した医療体制の構築を図ります。

令和 4 年度の予算につきまして、歳入予算からご説明いたします。

1 款診療収入 4, 2 9 3 万 1 千円、2 款使用料及び手数料 8 万 1 千円、3 款繰入金 6, 6 9 8 万 6 千円、5 款諸収入 1 3 5 万 3 千円、7 款村債 2, 5 0 0 万円とし、歳入予算の総額を 1 億 3, 6 3 5 万 1 千円と定めております。

次に歳出予算について、ご説明いたします。

1 款総務費 7, 8 7 6 万 7 千円、2 款医業費 2, 1 2 8 万 5 千円、3 款施設整備費 2, 6 8 7 万 4 千円、4 款公債費 8 9 2 万 5 千円、5 款予備費 5 0 万円とし、歳出予算の総額を 1 億 3, 6 3 5 万 1 千円と定めるものです。

詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 議案第 2 9 号 令和 4 年度道志村簡易水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

簡易水道事業につきましては、安価で安定した水の供給を行うため、老朽化した施設の更新等を行い、適正な管理運営を目指しています。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 6 3 万 6 千円と定め

ております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものでございます。

令和4年度の予算につきまして、歳入予算からご説明いたします。

1款分担金及び負担金42万9千円、2款使用料及び手数料766万円、3款国庫支出金628万8千円、5款繰入金5,162万9千円、6款繰越金20万円、7款諸収入3万円8款村債3,440万円でございます。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

1款簡易水道事業費6,768万6千円、2款公債費3,245万円、3款予備費50万円でございます。第2条は、地方債について定めております。起債の目的等につきましては、第2表地方債によります。第3条は、歳出予算の流用について定めております。

なお、この予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

以上が、令和4年度道志村簡易水道事業特別会計予算の内容となります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○住民健康課長（山口登美君） 議案第30号令和4年度 道志村介護保険特別会計予算について、ご説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,938万6千円と定め、第2条において、歳出予算の流用について定めるものであります。

介護保険事業につきましては、第8期介護保険事業計画の目標と具体的な施策のもと地域包括ケアシステムの整備・充実を目指し、介護と医療の連携による事業の推進を図ってまいります。

令和4年度の予算につきまして、歳入予算からご説明いたします。

1款保険料4,735万7千円、2款使用料及び手数料1千円、3款国庫支出金4,355万6千円、4款支払基金交付金4,957万8千円、5款県支出金2,928万3千円、6款繰入金2,960万8千円、8款繰越金1千円、9款諸収入2千円とし、歳入予算の総額を1億9,938万6千円と定めております。

次に歳出予算について、ご説明いたします。

1款総務費406万8千円、2款保険給付費1億7,925万円、4款地域支援事業費1,296万6千円、5款基金積立金1千円、6款諸支出金260万1千円、7款予備費50万円とし、歳出予算の総額を1億9,938万6千円と定めるものです。

詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。

続きまして、議案第31号令和4年度道志村介護保険サービス事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79万6千円と定めるものであります。

令和4年度の予算につきまして、歳入予算からご説明いたします。

1款介護サービス事業収入52万5千円、2款繰入金27万1千円とし、歳入予算の総額を79万6千円と定めております。

次に歳出予算について、ご説明いたします。

1款 総務費79万6千円とし、歳出予算の総額を79万6千円と定めるものです。

詳細につきましては歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 議案第32号令和4年度道志村浄化槽事業特別会計予算についてご説明いたします。

浄化槽事業につきましては、道志村生活排水処理基本計画及び個別排水処理施設整備計画に基づき、浄化槽の設置、保守等により、水質保全を図っています。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,095万円と定めております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものでございます。

令和4年度の予算につきまして、歳入予算からご説明いたします。

1款分担金及び負担金391万7千円、2款使用料及び手数料1,716万5千円、5款繰入金7,546万6千円、6款繰越金10万円、7款諸収入2千円、8款村債4,430万円でございます。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

1款浄化槽事業費1億1,511万4千円、2款公債費2,578万6千円、3款予備費5万円でございます。第2条は、地方債について定めております。起債の目的等につきましては、第2表地方債によります。第3条は、歳出予算の流用について定めております。

なお、この予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

以上が、令和4年度道志村浄化槽事業特別会計予算の内容となります。

ご審議をよろしく願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

- 住民健康課長（山口登美君） 議案第33号令和4年度道志村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,768万9千円と定めるものがあります。

後期高齢者医療制度は、運営主体が山梨県後期高齢者医療広域連合であり、2年ごとに保険料率を見直すこととされています。令和4年度は、団塊の世代が、75歳に到達し始めることにより、急激に被保険者が増加することを見込み、保険料率及び窓口負担割合の見直しが予定されております。市町村の業務としては、保険料徴収、各種申請受付、被保険者証の発行、広報PR業務などを行うものです。

令和4年度の予算につきまして、歳入予算からご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料18,54万3千円、2款広域連合支出金39万8千円、3款使用料及び手数料2千円、5款分担金及び負担金12万円、6款繰入金2,852万2千円7款諸収入10万4千円とし、歳入予算の総額を4,768万9千円と定めております。

次に歳出予算について、ご説明いたします。

1款総務費121万1千円、2款後期高齢者医療負担金4,516万9千円、3款保健事業費90万8千円、4款諸支出金10万1千円、5款予備費30万円とし、歳出予算の総額を4,768万9千円と定めるものです。

詳細につきましては歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。

ご審議をよろしく願いいたします。

- 議長（出羽和平君） 以上の7案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

- 議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、7案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

- 議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第27号から、議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第27号から、議案第33号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号令和4年度道志村国民健康保険特別会計予算、議案第28号令和4年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算、議案第29号令和4年度道志村簡易水道事業特別会計予算、議案第30号令和4年度道志村介護保険特別会計予算、議案第31号令和4年度道志村介護保険サービス特別会計予算、議案第32号令和4年度道志村浄化槽事業特別会計予算、議案第33号令和4年度道志村後期高齢者医療特別会計予算、以上7案件は、原案のとおりのとおり決定しました。

---

#### ◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 追加日程第1、同意第1号道志村固定資産評価審議委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 同意第1号道志村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明をいたします。

固定資産評価審査委員の任期満了に伴い欠員が生じるため、次の者を委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を求める者

住 所 山梨県南都留郡道志村9869番地

氏 名 佐藤 豊明

生年月日 昭和32年5月18日

住 所 山梨県南都留郡道志村12433番地

氏 名 池谷 朝夫

生年月日 昭和33年8月22日

以上が道志村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての内容になります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより、同意第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号道志村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

---

#### ◎閉会中の継続調査について

○議長（出羽和平君） 日程第19、閉会中の継続調査について議題といたします。

本件は、お手元に配布してありますとおり、議会運営委員長、各常任委員長、資格審査特別委員長から、閉会中の所管事務等の継続調査及び委員会活動を推進するため、研修等実施の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、各常任委員長、資格審査特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査及び研修等実施に付することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長、各常任委員長、資格審査特別委員長からの申し出のとおり、閉

会中の所管事務等の継続調査及び研修等実施に付することに決定いたしました。

以上で、議事は全て終了しました。

---

#### ◎副村長挨拶

○議長（出羽和平君）　ここで、村長職務代理山口晃司君から挨拶をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君）　副村長、山口晃司君。

〔副村長　山口晃司君　登壇〕

○副村長（山口晃司君）　令和4年第2回道志村議会3月定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員のみなさまがたにおかれましては、3月8日の開会から本日まで、慎重かつ熱心にご審議を賜り、令和4年度、一般会計ほか7つの特別会計当初予算をはじめ、提案いたしました案件をお認めいただき、誠にありがとうございました。

また、全員協議会では、村の様々な課題について、多岐にわたり熱心にご審議いただき、大変貴重な意見を賜ることができました。これらのご意見は真摯に受けとめ、今後の村政に活かしてまいりたいと考えています。

さて、新型コロナウイルスは、村内でも感染者が確認されるなど、予断を許さない状況ではありますが、山梨県内の新規感染者や入院患者の数は減少傾向にあり、山梨県からの協力要請も一部が緩和されました。本村においても、住民の皆様のご協力とご努力や、3回目となるワクチン接種の実施により、感染拡大を最小限に抑え込むことができておりますが、今後は、基本的な感染防止対策を講じながらも、経済回復に向けて取り組む転換期だと考えており、お認めいただいた予算を適切に執行し、地域の活性化に全力で取り組んでまいりたいと思います。

また、令和4年度においては、役場新庁舎の建築が開始される予定となっております。住民の皆様にとって、親しみのある庁舎となれるよう、職員一同取り組んでまいりますので、議員の皆様においてもご協力をお願いします。

終わりに、日増しに暖かくなり、春の訪れを感じられる過ごしやすい季節となりました。議員の皆様におかれましては、健康に留意され益々のご活躍をいただきますよう、ご祈念申し上げます。令和4年第2回道志村議会定例会閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

◎閉議の宣告

○議長（出羽和平君） これまで本日の日程は全て終了しましたので、本日の会議を閉じます。

---

◎閉会の宣告

○議長（出羽和平君） これをもって令和4年第2回道志村議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

（午後3時15分）

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

議 長

---

署名議員

---

署名議員

---